

IV-341 江戸の四上水廃止と火災

神戸大学工学部 正会員 神吉和夫
飛鳥建設 正会員 宮本昌尚

1. はじめに

江戸で本所上水と玉川上水の分水である三田、青山、千川上水が1722(享保七)年に相次いで廃止された事件は江戸の四上水廃止事跡として水道史上有名である。四上水の廃止理由について、通説は儒官室鳩巢が水道火災原因説を唱えたためとしている。本稿では、通説が室鳩巢の建言の水道火災原因説と解釈できる部分のみを強調していることを指摘し、建言が江戸城の火災対策として水道を潰したいと記していることに着目して、明暦以降の江戸の火災と四上水の廃止の関係を明らかにしようと試みた。

2. 通説と室鳩巢の建言

『東京市史稿 上水篇』第一所収の室鳩巢建言¹⁾は「一 云々」形式を採っているので便宜上①から⑦の記号を付けると、①は火災原因と大火のときの消火が困難なことを的確に示している、②～④は通説を産むこととなった水道火災原因説、⑤は現実的対応、⑥は火災の原因が付け火であり、その処罰が軽いこと、および⑦は法の有り方を示している。

通説の形成に重要な役割を果たした『中嶋工学博士記念 日本水道史』では②③⑤、『明治以前日本土木史』②③④⑤、『東京都水道史』①②③④⑤、『日本の上水』②③④⑤の部分を用いるもしくは読み下している。史料の全文を解釈せず、しかも②～④の水道火災原因説のみに着目し、①、⑤～⑦を軽視していることがわかる。『東京都水道史』のみ①の部分の史料としては入れているが、その内容については触れることがない。

建言を素直に読み直せば、②～④が室鳩巢の意見の骨格をなすものとしても、幕府が実行した四上水を廃止し神田上水と四谷大木戸より下流の玉川上水を存続させるという政策決定は⑤に集約して示されている。⑤の部分以下に示す。ただし、下線を付した部分は『日本経済叢書』第三巻所収の『猷可録』の建言から補った。

「一 右の通に御座候得ば、水道は潰申たく者に御座候得ば、道奉行共より差上候書付の通に御座候へば、江戸中大方は水道にて御座候、只今不残潰申儀は難成事に奉存候、其上当地の地形東南ひきく湿地にて、数丈掘り候ても水甚鹹く候て給られ不申候、清水出申迄に掘ぬき申事は大分の造作にて、居人の力難及候、依之朝夕水に難儀仕候段、そのかみ上へ達し候て不被得已被仰付候事と承申候、然ば、下谷鉄砲洲邊は水道無之候ては、居人朝夕の難儀に御座候間、さやうの処にはそのまゝ差置候て、井水宜しき所ばかり水道を埋め井に仕たく物に奉存候、其共に大分の儀にも御座候得ば、急には難成儀に奉存候、勿論南風にても火災有之候得共、第一冬末より春二月時分まで北風烈しく候て、毎度火災に及申候間、御城より北の方小石川巢鴨邊の水道を先潰申度ものに御座候、其も東南の湿地へ通り候水道一筋をば残置候て、其外脇へとり申候水道を不残埋候様に仕可然奉存候、只今水懸り不申所も余程有之候、何とぞ江戸半分程も所々水道潰候はゞ、風の様子替り火災薄く可罷成候様奉存候」

水道の管理は享保四年に道奉行に代わっている。「道奉行共より差上候書付」は江戸における水道その他の水利用の調査結果であろう。その一つが『東京市史稿 上水篇』第一所収の本所上水調査(『享保撰要類集』)となる。それによれば江戸中大方は水道である。「当地の地形東南ひきく湿地」であるから、数丈掘っても水は塩気があり、掘り抜き井戸を建設すればよいが、「大分の造作にて、居人の力難及候」と断念せざるを得ないと判断している。したがって井戸水のよいところのみ水道を潰したいが、それも急には成りがたいといっている。次いで火災に移り、南風の場合もあるが、「第一冬末より春二月時分まで北風烈しく候て、毎

度火災に及申候間、御城より北の方小石川巢鴨邊の水道を先潰申度もの」と指摘している。ここには「小石川巢鴨邊」の水道を「御城」の火災対策として、先ず潰したいとの意図が隠されているといえる。そう考えると、「南風にて火災有之候」も南風によって御城の火災が懸念される区域の水道を潰したいとの含意であろう。「小石川巢鴨邊」の水道が千川上水、南風云々の水道が三田・青山両上水ではないかと検討する価値はあろう。

3. 江戸の火災と四上水

江戸の火災については多くの研究が行われている。「火事と喧嘩は江戸の華」といわれるほど江戸では火災が頻繁に発生している。その原因は過密な町人居住区の木造家屋の存在と地方からの浪人、農民などの流入であり、放火による火災が非常に多かった。火災のほとんどは冬場(11月～2月)におこり、また江戸では冬期には北西風、春先には南西風が吹くため、風により火事は広がったとされている。記録に残っているだけでも毎年冬季になると最低4～5件の火災が発生している²⁾。

図1は荒川³⁾により作製された江戸時代の大出火地点および延焼方向であるが、上水の配水域を加筆して示している。これでも北西風と南西風にのって延焼しているのがわかる。

吉原の作製した江戸災害年表⁴⁾で明暦三年から享保七年までの火災について、出火場所の地名をみると、六回以上名前が挙がるのは8カ所あり、多い方から順に記すと小石川・浅草(14回)、牛込・下谷(9回)、麻布(8回)、本郷・芝(7回)、湯島(6回)となる。上水の配水区との関係では千川上水、青山上水のそれと関係が深い。なお、本所上水の配水区域は火災の発生場所となることは少ないが、類焼は多い。青山上水の配水区域である青山・麻布・芝・赤坂も牛込、四谷辺の火災では類焼することが多い。

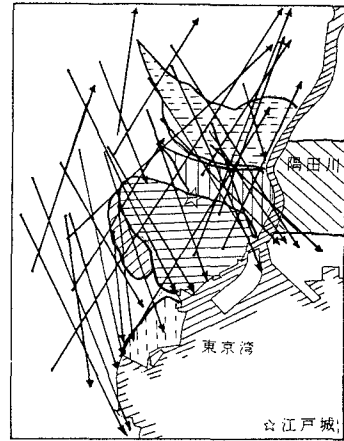
1717(享保二)年の火災では正月二日小石川馬場井出三郎右衛門宅より出火、乾の風強く大名旗本の邸宅をはじめ町屋二〇〇町余を消失、死者百余人を出し、江戸城本丸へも火ノ子がかかったという。この大火を契機に大岡忠相が町奉行となり町火消制度などの江戸の防火対策を立案することになる。したがって、江戸の火災発生と延焼方向および江戸城の防火対策から、すくなくとも玉川上水系の三田、青山、千川上水を廃止することは説得力をもっていたといえる。

しかし、四上水廃止から約十年が経過した1733(享保十八)年の江戸図をみると、配水区域の土地利用に大きな変化はみられない。上水の売水に頼ったとされる本所上水配水区域を除けば、各上水配水区域では上水廃止後も井戸水により生活用水は得られたと考えられる。また、土地利用に変化がなければ火災の危険性も変わらず大火も発生している。したがって、玉川上水系の三上水については武蔵野台地での新田開発用の水量確保のために廃止した⁵⁾と考える方が妥当と思われる。

4. おわりに

本稿は、科研・一般C・06801041・享保改革期における江戸の四上水廃止に関する研究・代表者神吉の成果の一部である。記して謝辞とする。

参考文献 1)『猷可録』所収のものが使われているが文言の異なるテキストがある。2)西山松之助編：『江戸町人の研究』、吉川弘文館、pp. 5～169, 1977。3)荒川秀俊：『災害の歴史』、至文堂、pp. 209～215, 1964。4)前掲2)pp. 285～565。5)神吉和夫：享保改革期における江戸の四上水の廃止の評価、水文・水資源学会1995年研究発表会要旨集、pp. 202～203, 1995。



玉川上水配水域	青山上水配水域
神田上水配水域	三田上水配水域
本所上水配水域	千川上水配水域

図1 江戸の大火発火・延焼方向と上水
荒川原図(参考文献3)に加筆修正